

三重大学工学部同窓会会則 令和5年(2023年)12月1日改正

(名称)

第1条 本会は三重大学工学部同窓会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、三重大学工学部(以下「工学部」という。)内に置く。この場合において必要に応じ各地区に支部を置くことができる。

(目的)

第3条 本会は会員相互の親睦を図り、教養を高めるとともに工学部の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 会員相互の連絡及び互助
- 二 会誌及び会員名簿の発行
- 三 準会員の福利厚生、教育・研究援助及び就職指導
- 四 三重大学の実施する事業活動への連携協力
- 五 その他本会の目的達成に必要な事項

(会員)

第5条 本会は、次の各号に掲げる会員を持って組織する。

- 一 正会員 工学部卒業生及び大学院工学研究科修了生
- 二 準会員 工学部及び大学院工学研究科在学生
- 三 特別会員 工学部教職員
- 四 名誉会員 工学部元教官及び評議員会(第11条で定めるものをいう。以下同じ。)で推薦を受けた元職員

(役員)

第6条 本会には次の役員を置く。

- 一 会長
- 二 副会長
- 三 評議員
- 四 幹事(代表者を幹事長とする)
- 五 会計
- 六 会計監査

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会の代表者として会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その任務を代行する。
- 3 評議員は、本会の会務の運営に当たり、評議員会を構成する。
- 4 幹事は、会務を担当する。
- 5 会計は、予算配分、予算執行及び会計報告を行う。
- 6 会計監査は、会計の監査を担当する。

(役員を選出)

第8条 会長は、正会員のうちから総会(第9条に定めるものをいう。以下同じ。)又は評議員会にて選出する。ただし、総会の議が優先される。

- 2 副会長は、各学科の正会員のうちから、原則として1名ずつ評議員会にて選出する。
- 3 評議員は、各学科の正会員のうちから、総会または評議員会にて原則として3名ずつ選出する。
- 4 幹事は、正会員のうちから、評議員会にて任命する。
- 5 会計監査は、会員のうちから評議員会または総会にて2名選出する。ただし、総会の議を優先する。

(任期)

第9条 役員(幹事を除く。)の任期は1年とし、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。また任期の途中からの交代も可能とする。

(総会)

第10条 総会は、本会の最高議決機関であり、必要に応じ評議員会の議決をもって会長が招集し、その議長となる。

- 2 総会の議事は、出席会員の過半数をもって議決する。
- 3 総会を年次総会に変えることができる。

(年次総会)

第11条 毎年決算後4ヶ月以内に、評議員会と幹事会を定例的に開く。

(幹事会)

第12条 幹事は各委員を構成し、皆無を実施する。幹事長は各委員会の行動計画、予算をまとめて会計に提出する。

(評議員会)

第13条 評議員会は、総会に代わる議決機関であり、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 会則、会計規則の改正
- 二 細則の制定改廃
- 三 評議員の選出
- 四 事業報告及び承認
- 五 会計報告、会計監査報告及び承認
- 六 事業計画及び予算の審議
- 七 その他の事項

- 2 評議員会は、会長、副会長、会計、会計監査、幹事長及び評議員によって構成し、会長が召集する。
- 3 評議員会は、構成員の過半数の出席(委任状を含む)で成立し、出席した構成員の過半数をもって決する。

(会計運営)

第14条 本会の経費は会費及び寄付金をもってこれに充てる。

(会 費)

第15条 会費の額及び納入時期については、別に定める。この場合において特別会員及び名誉会員の会費は徴収しない。

(会計年度)

第16条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計報告)

第17条 会計報告は、会誌とホームページにおいて行う。

(会則改定)

第18条 本会会則の改正は、評議員会において行い、総会の承認を得る。

附 則

この会則は、昭和57年(1982年)5月2日から施行する。

附 則

この会則は、平成4年(1992年)5月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成5年(1993年)11月28日から施行する。

附 則

この会則は、平成7年(1995年)7月8日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年(2016年)12月17日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年(2017年)7月8日から施行する。

附 則

この会則は、令和元年(2019年)5月25日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年(2023年)12月1日から施行する。

三重大学工学部同窓会細則

- 第1条 学生としての籍を失うと同時に準会員の資格を失うものとするが、会費は返却しない。
- 第2条 平成5年度(1993年)以前入学の会員は各学科同窓会の会則に従い、卒業の際に入会金及び会費を納入するものとする。
- 第3条 会員は、転居・転任・改姓の際に本会に届け出ること。
- 第4条 令和2年(2020年)4月1日以降工学部または大学院工学研究科へ入学の準会員は、一律2万円を入学時の1回のみ会費として徴収する。(工学部と大学工学研究科で重複徴収することはない)
- 第5条 会員の定義
1. 本同窓会の会員は、昭和44年度(1969年)入学を第1期として認定される。
 2. 会員名簿には、入会(入学)年、卒業年と併せて学科(専攻科)の明記が必要とされる。
 3. 入会(入学)年および卒業年は、西暦で明記するものとする。
- 第6条 入学年の基準
- 学部および大学院(修士課程・博士課程)の入会(入学)年は、各会員が最初に入会(入学)した年を基準とする。
- 第7条 退会について
1. 会員が死去した場合、その会員は自動的に退会とみなされる。
- 第8条 令和5年(2023年)12月1日より、入学後10年を過ぎても会費を支払わない会員(未払い確定会員と呼ぶ)には、会誌の送付、及び他の同窓会行事参加の補助費は支払わない。
- 第9条 第8条で定義した未払い確定会員は、会費の支払いをすれば完納会員として復帰できる。
- 第10条 令和5年(2023年)12月1日より会費を支払う場合は、未納金が2万円未満の場合でも、会費は一律2万円とする。